

**ISK**

## ニュースレター 2015年 6月号

### オーストラリアから見た国外財産調書制度

平成 24 年度の税制改正により創設された「国外財産調書制度」とは、日本の居住者でその年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方が、必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければならないという内容です。この制度が設けられた大きな目的は、国外財産を利用した申告・納税逃れを防止することにあります。提出される調書から国外財産の状況を把握し、その年の確定申告の内容との整合性を見極めるというのが狙いです。例えば、「外国に定期預金口座があるのならば、利息収入を日本で申告するべきであろう」とか、「外国に投資物件を所有しているのならば、賃貸収入があるかもしれない」といった具合です。また、前年度と翌年度の調書内容を比較して、海外資産を売却・譲渡したという情報源にもなるわけです。そもそも、資産保護の意味から、海外に資産を持つことは、良いことだと思うのですが、国外財産調書を提出することを恐れるがために、急いで、海外資産を売却して損をする人もいます。また、調書提出を回避するために非合法的方法を講じる輩も出没しているようですが、リスクの高いことです。期限以内に調書を提出しない場合、又は申告漏れが生じたときには、過少申告加算税等が 5% 加重されるという罰則があり、さらに故意による調書の不提出や虚偽記載ということになると、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処されることがあるとされています。(ただし、罰則については、平成 27 年以降に提出すべき調書についての適用となりました。制度として周知されていなかったため、猶予を与えられた感があります。)

実際には、どんな対策を練ったとしても、税務当局の手から逃れるのはかなり困難でしょう。というのも、租税条約を締結した国に情報提供を依頼することも可能だからです。租税条約に基づいて、情報提供に正当な理由があることと、その情報が国内調査だけでは入手困難であるということであれば、お互いの国の税務当局に、個人・法人の情報開示を求めることができます。また、自動的および自発的な情報交換も行っています。現に、オーストラリア国税局でも、問題の個人(オーストラリア在住の日本人)について、日豪両金融機関からの入金、送金の資料を引き合いに出しているという例が最近ありました。

国外財産調書提出を恐れ、回避するのではなく、これを機会に、正しい税対策を専門の税理士さんとされることをお勧めします。例えば、オーストラリアでは、ご夫婦で共同名義の定期口座や投資物件を所有されるということも多々あります。確かに節税効果はあるのかもしれませんが、これが相続税対策上問題がないかなど、いちど、日本の専門家にご相談の上、整理をされてはいかげでしょうか？

お問い合わせ先 ブリース洋子公認会計士事務所 [yoko@ybabs.com.au](mailto:yoko@ybabs.com.au)

